

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	保育施設等の利用に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、保育施設等の利用に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育施設等の利用に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定、保育施設等の希望申請の登録・管理・利用調整、利用者負担額の算定・徴収、及び施設型給付費の支給を行う。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育てファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番127
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表 項番127
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子どもすこやか部子育て支援室施設利用相談課
②所属長の役職名	施設利用相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 電話番号06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市子どもすこやか部子育て支援室施設利用相談課 電話番号06-4309-3202
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれている書類について、他の書類と区別をするために色付きのファイルを使用し、作業を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送する際は、あて先に間違いないかなどダブルチェックを行ったうえで送付をしている。また、作業後の書類についても鍵が付いている場所に保管をしており、いずれの作業も複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	東大阪市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	公表日	2016/3/25	2016/6/20	事前	
平成28年6月20日	5.評価実施機関による担当部署②所属長	関谷 和久	村野 朗生	事後	平成28年4月1日付人事異動による
令和2年4月1日	5.評価実施機関による担当部署	子どもすこやか部子ども応援課	子どもすこやか部子育て支援室施設利用相談課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子どもすこやか部子ども応援課	子どもすこやか部子育て支援室施設利用相談課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和3年4月1日	Ⅱ－1対象人数	平成28年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再実施
令和3年4月1日	Ⅱ－2取扱者数	平成28年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再実施
令和3年4月1日	公表日	2020/5/1	2021/5/10	事後	再実施
令和3年4月1日	Ⅳ－4取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	再実施
令和3年4月1日	Ⅳ－6システムとの接続	接続しない(入手)	十分である	事後	再実施
令和3年4月1日	Ⅳ－8監査	[]自己点検	[○]自己点検	事後	再実施
令和3年8月30日	Ⅰ－4情提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号	事前	
令和7年1月30日	Ⅰ－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第1 項番94	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番127	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅰ－4. 情提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号 別表第2 項番116	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表 項番127	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業		十分である 特定個人情報が含まれている書類について、他の書類と区別をするために色付きのファイルを使用し、作業を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送する際は、あて先に間違いないかなどダブルチェックを行ったうえで送付をしている。また、作業後の書類についても鍵が付いている場所に保管をしており、いずれの作業も複数人での確認を行うようにしている。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 東大阪市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加